

松山市市民課及び各市民サービスセンターにおけるキャッシュレス

決済に係る指定代理納付業務一般競争入札参加者心得

(趣旨)

第1条 松山市市民課及び各市民サービスセンターにおけるキャッシュレス決済に係る指定代理納付業務一般競争入札に参加する者が守らなければならない事項は、関係法令及び別に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

(入札に参加できる者)

第2条 入札に参加できる者（以下「入札参加者」という。）は、入札説明書の3. 入札参加資格に掲げる条件を満たす者とする。

(入札公告等の確認)

第3条 入札参加者は、次の各号に掲げる事項を確認し、入札に参加しなければならない。ただし、疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

- (1) 入札公告
- (2) 入札説明書
- (3) 仕様書
- (4) その他資料

(入札の辞退)

第4条 入札参加者は、入札書を提出（郵便による入札を指定しているときは投函）するまでは、入札を辞退することができる。

2 前項の規定により、入札参加者が入札を辞退しようとするときは、次の各号に掲げる方法により申し出なければならない。

- (1) 入札執行前においては、なるべく早い時期に、辞退書を事務局へ直接持参若しくは郵送（但し、郵送については開札日の前日までに到達するものに限る。）すること。
- (2) 入札執行中においては、その旨を明記した入札書を、入札執行者に提出すること。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等に不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の規定に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札手数料

率又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に入札手数料率を定めなければならない。

- 3 入札参加者は、他の入札参加者に対して入札手数料率を意図的に開示してはならない。

(入札の規律)

第6条 入札参加者は、1業者1名とする。

- 2 入札参加資格者でなければ、入札執行の場所（以下、「入札室」という。）に立ち入ることができない。
- 3 郵便入札若しくは、入札日時に出席していない入札参加者は、入札に参加できない。
- 4 入札参加者は、入札執行者の指示に従わなければならない。
- 5 妨害の行為があると認められる者は、入札に参加できない。
- 6 入札参加者は、入札室において、私語、名刺交換及び情報機器等の使用をしてはならない。

(入札の中止等)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を延期又は中止することができる。

- (1) 天災その他やむを得ない理由がある場合
 - (2) 入札に関し不正の行為があると認められる等明らかに競争の実効がないと認められる場合
 - (3) その他適正な入札の執行ができないおそれがある場合
- 2 前項において、入札参加者が損失を受けても松山市は賠償の責を負わない。

(入札保証金)

第8条 入札保証金は、特に記載してあるときを除き、全額免除とする。

(入札の手続)

第9条 入札参加者は、指定の日時及び場所に本人又は代理人が出席し、入札書を封筒に入れて提出しなければならない。ただし、郵便による入札を指定している場合は、当該入札書が指定到着期限までに到達しなければならない。

- 2 代理人が入札しようとするときは、入札開始前に委任状を提出しなければならない。
- 3 入札参加者又は代理人は、同一の入札において他の入札参加者の代理人となることができない。
- 4 入札書には、次の各号に掲げる事項を記入し、押印しなければならない。（代理人が入札しようとするときは、委任状に押してある代理人の印鑑と同じ印鑑を押印すること。）
 - (1) 入札年月日
 - (2) 入札参加者の住所
 - (3) 商号又は名称
 - (4) 代表者役職名

- (5) 代表者氏名（委任を受けた者にあつては、代理人の氏名も併記）
- (6) 手数料率
- (7) 件名
- (8) その他、入札執行者が指示する事項

5 提出した入札書は、引換え、書換え又は撤回をすることができない。

（入札金額等の記載要領）

第10条 入札参加者は、次の各号に掲げる方法により入札手数料率を記載しなければならない。

- (1) 契約を希望する手数料率は、入札手数料率に当該入札手数料率の100分の10に相当する額を加算した手数料率（当該手数料率に少数点第3位以下の値があるときは、切り捨てるものとする。）とする。従つて、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約を希望する手数料率の110分の100に相当する値を入札書に記載する。
- (2) 入札書の手数料率欄には、アラビア数字を用いること。
- (3) 手数料率の単位は%とし、少数点第2位までの値とする。
- (4) 頭数字の前に斜線を記入すること。
- (5) 入札書の手数料率及び頭数字の前に記載する斜線は、1字ずつ各枠線内に記載すること。
- (5) 入札書に記載した事項を訂正するときは、その箇所に2重線を引き、押印しなければならない。ただし、氏名又は入札手数料率の訂正は認めない。

（入札の無効）

第11条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 松山市契約規則に違反した者がした入札
- (3) 同一の入札について、2以上の入札書を提出した者の入札
- (4) 明らかに談合によると認められる入札又は談合の疑いが払拭できない入札
- (5) 不正の行為があつた入札
- (6) 入札手数料率、氏名、件名又は印影が認知し難い入札
- (7) 記名押印のない入札
- (8) 氏名又は入札手数料率を訂正した入札
- (9) 委任状の提出がない代理人のした入札
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に指定した事項に違反した入札

（再度入札）

第12条 初回の入札において落札者がいないときは、日時を改めて再度入札を行う。この場

合において、松山市は入札参加者に対して再度入札を行う旨を直ちに連絡するものとする。ただし、前条各号の規定に該当する入札をした者は、再度入札には参加することができない。

- 2 入札回数は、初回の入札及び再度入札を合わせて2回とする。
- 3 再度入札によっても落札に至らなかった場合には、最低手数料率を提示した者から順次1回限りの随意契約の交渉をすることができる。

(落札者の決定)

第13条 落札者は、予定手数料率の制限の範囲内で、最低の手数料率をもって入札した者とする。

- 2 最低制限手数料率を設けた案件において、予定手数料率の制限の範囲内の手数料率で、最低制限手数料率以上の手数料率をもって入札した者のうち、最低の手数料率をもって入札した者とする。
- 3 落札者が決定したときは、直ちに宣言する。ただし、郵便による入札を指定しているときは、電話で通知する。
- 4 落札となるべき同手数料率の入札参加者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。この場合、くじを辞退することはできない。くじを引かない者がいるときは、これに代わって当該入札事務に関係のない職員がこれを行う。

(落札者の決定の特例)

第14条 予定手数料率の制限の範囲内で、最低の手数料率をもって入札した者であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、その者を落札者とせず、その他の者のうち予定手数料率の制限の範囲内で最低の手数料率をもって入札した者を落札者とすることができる。

- (1) その者の当該申込みに係る手数料率によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき。
- (2) その者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不適當であると認められるとき。

(落札決定後の契約辞退)

第15条 落札者は、落札決定後は、原則として契約の辞退を申し出ることができない。ただし、落札者が契約の辞退を申し出たときは、市長の指示する期間内において松山市市民部市民課が実施するキャッシュレス決済に係る指定代理納付業務の一般競争入札に参加できないことを教示した上で、これに応じるものとする。

(契約の締結)

第16条 落札決定を受けた者は、決定日から7日以内（土・日・祝祭日を除く。）に契約

を締結しなければならない。ただし、市長が特に認める場合はこの限りではない。

2 落札者が、契約締結までに入札参加条件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。

(契約書等の提出)

第17条 契約書を作成するときは、落札者は、市長が指示する契約書に住所、氏名その他必要な事項を記入し、押印の上、関係書類を添えて提出しなければならない。

2 落札者が、契約書を提出しないときは、落札を取消すことがある。

3 落札者は、契約書の作成を省略できる場合においては、請書を提出しなければならない。ただし、市長がその必要がないと指示した場合はこの限りではない。

(契約保証金)

第18条 契約保証金は、特に記載してあるときを除き、全額免除とする。

(異議の申し立て)

第19条 入札参加者は、入札後、この心得その他入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることができない。

(不当介入への対応)

第20条 暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる団体、法人等からの不当介入を受けた場合は、直ちに松山市に報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

2 松山市への報告及び警察への届出を怠った場合は、入札参加資格停止等の措置を行なうことがあるので留意すること。